

事務名	クリーニング所変更、廃止の届出
根拠法令	クリーニング業法第5条第3項

前二項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はクリーニング所若しくは前項の営業を廃止したときは、営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。